

入院案内

きらら病棟は、児童福祉法による「指定発達支援医療機関（医療型障害児入所支援）」と障害者総合支援法による「療養介護サービス事業」として運営しています。

【手続きにあたって】

18歳未満の方：住所地を所管する児童相談所へ「障害児入所施設給付費・障害児入所施設医療費支給申請」

18歳以上の方：利用者本人が18歳に達する日の前日にあった、保護者の住所地（市区町）へ障害福祉サービスの「障害福祉サービス受給者証・療養介護医療受給者証」の支給申請

支給決定後に（状況により前後する場合があります）、当院との入院手続き（契約）をしていただきます。

【契約は】

20歳未満の方：保護者、20歳以上の方：ご本人または成年後見人（注）との契約になります。

（注）成年後見制度とは、判断力が不十分で意思表示が困難な方を保護し、法律的に支え援助する制度です。成年後見人は裁判所により選任され、ご本人の財産の管理、契約行為などの代理を行う権利を与えられます。詳しくはお近くの家庭裁判所までお問い合わせください。

入院時に持参していただく書類について（契約入院）

- 1) 身体障害者手帳、療育手帳
- 2) 健康保険証、福祉医療費受給者証（通称「カク福」）
- 3) 母子手帳
- 4) 利用者負担等の口座振替指定通帳と登録印鑑
- 5) 印鑑（成年後見人、身元引受人、保護者）

【18歳未満の利用者】

- 6) 障害児入所施設受給者証・障害児入所施設医療受給者証（児童相談所から発行）

【18歳以上の利用者】

- 7) 障害福祉サービス受給者証・療養介護医療受給者証（市区町から発行）

【20歳以上の利用者】

- 8) 成年後見人決定通知（家庭裁判所より選任の決定がされている場合）、上記7)

入院日を含め2泊される予定でお越し下さい。

- 1) 病院での生活状況を知っていただき、ご本人様が環境に慣れるためのご協力をお願いします。
- 2) 食事は売店および食堂をご利用下さい。
- 3) 寝具は病院でお貸しします。（有料）
- 4) ご家庭の事情等で付添宿泊が難しい場合は、前もってご相談ください。

面会時間は原則9：00から20：00迄です。

- 1) 午後8時以降の面会は、緊急時以外のご遠慮下さい。
- 2) 病棟内での食事はご遠慮下さい。面会室でお願いします。
- 3) その他、ご不明な点については、見学時または入院時にご相談ください。

交通機関等のご案内

- JR/ 宇部線岐波駅下車徒歩約20分（山陽本線新山口駅から宇部線で岐波駅まで約20分）
- バス/ 宇部市営バス阿知須線（宇部新川～阿知須）または宇部市営バス・サンデン交通バス小郡線（小郡北口～宇部新川駅）山口宇部医療センター入口下車、徒歩約10分（宇部新川駅または小郡駅から約30分）
- 自動車/ 国道2号線バイパス岡屋出口下車、国道190号線を宇部市内方面へ南進し、山口宇部医療センター入口（標識あり）を左折し、約800m（新山口駅から約20分）

お問い合わせ先

療育指導室 0836-58-2300（代表）

☆毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 9時00分～17時15分

※表紙の写真は、吉田浩二さん（きらら東病棟）撮影による「さくら」です。

2020.1.1 作成

きらら病棟

<療養介護事業>

<指定発達支援医療機関

（医療型障害児入所支援）>



独立行政法人国立病院機構

山口宇部医療センター

〒755-0241 山口県宇部市東岐波685

TEL (0836) 58-2300（代） FAX (0836) 58-5219

ホームページ <http://www.yamaguchi-hosp.jp>

ようこそ きらら病棟 へ!

当病棟は、重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している方（重症心身障害児（者））を保護し、治療および日常生活の支援・育成・指導をすることを目的とした病棟です。利用者の生活の質がより向上するよう、治療、看護、療育、リハビリテーションなど、総合的なサービスを提供しています。



★診療体制

主として小児科の医師が対応しています。感染症に対する治療から始まり、呼吸障害、えん下障害、上部消化管障害、てんかん、筋緊張、骨粗しょう症にいたるまで、多種多様な対応が要求されています。

近年、気管切開や人工呼吸器装着など、集中治療室同様の処置を要する重症の利用者が増加しており、また、高齢化と共に、癌になる人も出てきました。そこで、他科の医師と共に、多岐にわたる重症心身障害児（者）の治療に、複数で対応するという体制を取っています。

そして、重症心身障害児（者）の方々がよりよい生活を送ることができるように援助するのが私たちの役目です。

★病棟

きらら西病棟・きらら東病棟（平成24年4月開棟）の2つの病棟、合計120床のベッドで運営しています。

入所者のうち、超重症児（者）・準超重症児（者）は約5割を占め、濃厚な医療、看護ケアを提供しています。年齢は幼児から70歳代と幅広く、小児看護から成人看護まで専門的な知識や技術で援助しています。

病状が安定している利用者も含め、一人ひとりのQOLを高めるようにスタッフ全員で援助しています。



★リハビリテーション

重症心身障害児（者）の多くは、麻痺や変形が全身に現れます。現在、リハビリでは自分で動かすことのできない関節を動かしたり、姿勢を整えるなどして全身の変形を予防したり、ベッドからの起き上がりや座位姿勢、移動などの手助け、摂食機能の維持・向上のための摂食訓練など、快適な日常生活をおくることができるよう取り組んでいます。

また、当病棟の特徴の一つとして、超重症児（者）が多いことが挙げられます。ほとんどの児（者）が自分の意思では体を動かすことが難しく寝たきり状態のため、自力で寝返りをしたり、自分で食事を取ることができません。そのためリハビリテーション科では、PT・OT・STの全療法が関わって援助を行っています。



★療育

一人一人の限りない自己実現を目指して環境を整え、適切な援助を提供し、自身の努力を促していく総合的行為を療育といいます。個人個人が持っている能力（個性）を最大限引き出し、生活の質を向上させるため、年間計画のもと集団や個別の指導・支援を行っています。

また、1年間を通して様々な行事を企画・実施しています。お誕生祝い・入学・卒業祝い・成人式・還暦お祝いなど、利用者一人ひとりの人生の節目を、ご家族・職員共々お祝いすると共に、四季折々の行事を通して、季節の移り変わりを感じて頂けるように工夫しています。外出行事は、それぞれの病状や興味等に合わせ、小グループで実施しています。



2019年度 秋行事「運動会」

★在宅支援

在宅支援として、通所事業「マラウ」、医療型短期入所事業を行っています。

「マラウ」は、主に在宅の重症心身障害児（者）の皆様を対象とし、必要な医療と共に、療育活動やリハビリ、発達相談など、総合的なサービスを提供します。

短期入所は、保護者の方が、病気・出産・冠婚葬祭などの社会的理由のほか、旅行などの理由のために介護が一時的にできないとき、短期間の入所（泊を伴う・日帰り）をすることができる制度です。

★学校教育

病院の敷地内には「山口県立宇部総合支援学校山口宇部医療センター内学級」が設置されており、学齢児に対して、心身ともにより豊かな生活が送れるよう、一人ひとりの能力に応じた教育を行っています。また、中学部を卒業された方は、山口県立宇部総合支援学校高等部の訪問教育を受けることができます。学校の運営は、訪問教育制度のもとに運営されていますが、山口宇部医療センターと連携を図りながら、グループの学習や病棟外の学習など、多様な活動を展開しています。



★病棟の日課

時間	内容
6:30	起床、経管・経腸栄養注入処置
7:00	朝食
9:00	オムツ交換・排泄訓練 ²⁾ 、検温等
10:00	入浴（一人2回/W）、朝の会・グループ活動、理髪 ¹⁾
11:45	昼食・食事訓練 ²⁾ 、排泄介助、経管・経腸栄養注入処置
13:00	排泄介助、検温等、水分補給
13:45	グループ活動 ³⁾
15:00	オムツ交換・排泄介助
15:15	グループ活動 ³⁾ ・個別療育
15:45	経管・経腸栄養注入処置
16:20	グループ活動 ³⁾
17:00	夕食・食事訓練、排泄介助
18:00	オムツ交換（一部の方）
20:00	オムツ交換、経管・経腸栄養注入処置
21:30	消灯
21:30	オムツ交換（一部の方）

- 1) 理髪は約2ヶ月に1回、病棟内で行います。
 - 2) 食事・排泄の訓練は必要に応じて行います。
 - 3) グループ活動・個別療育は、それぞれの所属されるクラブにより参加回数が異なります。
- *外出行事や四季の行事なども実施していますので、その際は日頃の活動は変更となります。

